

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災の予防、火災・大規模地震・その他災害による人命の安全、被害の軽減及び二次的災害発生の防止を目的として必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 法人における防災管理については、他の法令に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(防災管理規程の適用範囲)

第3条 この規程は、法人に勤務、通学又は出入りする全ての者に適用する。

(防災管理委員会)

第4条 防災管理組織の統一的運用を図るため、防災管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 副委員長は、副学長をもって充てる。
- 5 委員は、次の職にあるものをもって充てる。

- 一 学部長
- 二 研究科長
- 三 学生支援センター長
- 四 保健センター長
- 五 情報センター長
- 六 地域連携センター長
- 七 事務局副局長
- 八 防火・防災管理者
- 九 事務局各担当部長

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 消防計画及びその実施に関すること
- 二 防災に関する諸規程の制定及び改廃に関すること
- 三 消防用設備等の改善に関すること
- 四 その他防災に関し必要な事項

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の運営については、委員長が別に定める。
- 3 委員会の庶務は、事務局施設管理担当において行う。

(管理権原者)

第7条 校舎等の管理について権原を有するもの（以下「管理権原者」という。）は、理事長とする。

(防火・防災管理者)

第8条 校舎等の防火・防災管理を行うため、防火・防災管理者を置く。

- 2 防火・防災管理者は防火・防災管理に関する一切の権限を有するものとする。
- 3 防火・防災管理者は施設管理担当部長とする。

第9条 防火・防災管理者は、管理権原者の命を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 消防計画の作成及び変更
- 二 消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- 三 火気の使用、取扱いの指導、監督
- 四 その他防火・防災管理上必要な事項
(予防活動組織)

第10条 防火・防災管理者を補佐するため防火・防災担当責任者及び火元責任者を置く。

2 防火・防災担当責任者は次の業務を行う。

- 一 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- 二 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は担当区域内において次の業務を行う。

- 一 火気管理に関すること
- 二 消火器の点検、配置及び数量等の確認
- 三 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること
- 四 防火・防災担当責任者の補佐
(点検・検査)

第11条 防火・防災管理者は、消防用設備等、建物、火気使用設備器具等の設備、施設を適正に維持管理するため、点検・検査を行なう者を指名し、点検・検査を行なわせなければならない。

2 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに点検結果をチェックするものとする。

3 消防用設備等の法定点検は、点検設備業者に委託して行うものとする。

4 防災管理の法定点検は、資格者又は点検業者に委託して行うものとする。
(自衛消防組織の編成)

第12条 火災、地震その他の災害等による被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

- 一 統括管理者は事務局長とする。
- 二 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者でなければならない。

3 本部隊に班を置く。

- 一 本部隊に置く班は、通報・連絡・防護班、避難・誘導班、救出・救護班、消火班、搬出班とし各班に班長を置く。
- 二 前号の各班長は、自衛消防業務講習受講者でなければならない。

4 地区隊に、地区隊長及び班を置く。

- 一 地区隊は共通教育科及び学科ごとに編成し、地区隊長は共通教育科長及び各学科長とする。
- 二 地区隊に置く班は、避難・誘導班、救出・救護班、消火班、搬出班、防護班とする。
(統括管理者)

第13条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

第14条 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防機関へ必要な情報提供等を行い消防機関との連携を密にしなければならない。

3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

(指揮命令体系)

第15条 統括管理者は、災害発生の情報を受けた場合は、防災センターに自衛消防本部（以下「本部」という。）の設置を指示するものとする。

2 本部は、統括管理者が防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により判断し、自衛消防活動を開始するものとする。

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。

(地震発生時の初期対応)

第16条 本学地域で立っていることが困難になるような地震（概ね、越谷市地域における最大震度が『6弱』以上である地震）が発生した場合は、本部を防災センターに設置する。

2 初期対応は次の事項について行う。

一 地震発生時は、揺れが収まるまで身体の安全を図る。

二 初期情報を災害活動の拠点となる防災センターに一元化して収集する。

三 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れが収まった後、使用の停止、電源や燃料バルブの遮断を行う。

四 パニックの防止のため、早期に学内の被害状況等の適切な情報を館内一斉放送にて在学者に周知するとともに、エレベーターの使用禁止やガラス面への接近禁止等の必要事項の指示を放送する。

(非常持出)

第17条 公立大学法人埼玉県立大学施設管理規程（平成22年規程66号）第3条に規定する施設管理者は、その担当する施設にかかわる重要な書類及び物品等に「非常持出」の表示をしておかなければならない。

(教職員の義務)

第18条 教職員は、火災防止のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 教室、廊下、倉庫又は危険物のある場所では火気を使用してはならない。

二 各室最後の退室者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認のうえ退室しなければならない。

三 学内で火災を発見したときは、直ちに他の教職員等の協力を求め、臨機の措置をとるとともに、消防機関及び防火・防災管理者に通報しなければならない。

四 教職員等は、進んで防火・防災に関する教育及び訓練を受け、防火・防災管理の完璧を期するよう努めなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、防火・防災管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表
点検検査基準

区分	内容	回数
火気使用施設	湯沸場、ボイラー、燃料置場、焼却場等の管理状況	随時
避難施設	防火シャッター、避難階段、非常口等の管理状況	外観 月/1回 作動 年/2回
電気設備	電気配線、電気機器、避雷針等の管理状況	外観 随時 精密 年/1回
警報設備	火災報知設備の管理状況	外観 随時 作動 年/2回
消火設備	消火器、消火栓、貯水槽等の管理及び配置並びに附近の整理状況	外観 随時 作動 年/2回
危険物	危険物の保管状況	随時